

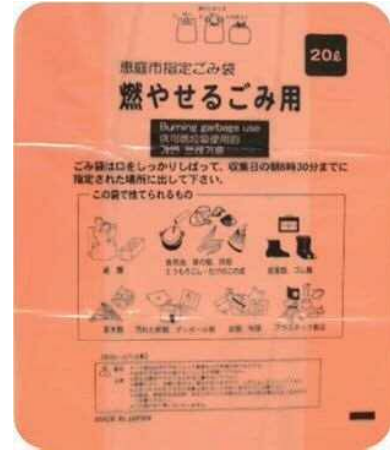


# 令和4年4月から「燃やせるごみ袋」が変わります

令和4年4月から、燃やせるごみ袋の販売金額を変更することに伴い、袋本体の色をピンク色からオレンジ色へ変更します。



令和4年3月まで



令和4年4月以降

## <販売金額の一覧>

容量	令和4年3月まで		令和4年4月以降		差額 (1枚あたり)
	1枚	1袋 (5枚入)	1枚	1袋 (5枚入)	
5ℓ	10円	50円	15円	75円	+5円
10ℓ	20円	100円	30円	150円	+10円
20ℓ	40円	200円	60円	300円	+20円
40ℓ	80円	400円	120円	600円	+40円

## 令和4年3月までの燃やせるごみ袋 (ピンク) の使用方法

令和4年4月以降、使い切れなかったピンク色の燃やせるごみ袋は、**差額シール**を貼り付け、引き続き「燃やせるごみ」の袋として使用してください。

- 「差額シール」は容量ごとに**4種類**あります。購入後の返金はできないことから、必要な種類、枚数を確認し、購入してください。
- 令和4年4月以降、「差額シール」が貼付されていない**ピンク色のごみ袋は収集できません。**
- 令和4年3月の収集日までは、「差額シール」を貼付する必要はありません。
- 令和2年3月までの「燃やせないごみ袋」(49ページ)も「差額シール」を貼付し、「燃やせるごみ袋」として使用してください。



<貼り付けイメージ>

問合せ先

恵庭市生活環境部廃棄物管理課  
☎ 0123-33-3131

「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

WEB <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>

2022年3月発行